運営規程 参考例　【居宅介護支援】　　　　　　　　　　　　　≪令和６年10月版≫

※この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| △△△ 指定居宅介護支援事業 運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。  （事業の運営の方針）  第２条　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。  ２　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。  ３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。  ４　市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。  ５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ７　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ８　前７項のほか、「田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年田辺市条例第11号）」に定める内容及び関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称及び所在地）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　△△△  （２）所在地　田辺市○○町○番○号　○○ビル〇階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤・専従）  主任介護支援専門員である管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。  （２）介護支援専門員　○名以上（うち常勤 〇 名）  要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。  （３）事務職員　○名以上  必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  （指定居宅介護支援の提供方法及び内容）  第６条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。  （１）サービス提供の開始時における留意事項  ア 指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者（利用申込者）又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用者（利用申込者）のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、利用者（利用申込者）の同意を得るものとする。  イ　利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることを文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者（利用申込者）の署名を受けるものとする。  ウ　前６月間に当事業所において作成した居宅サービス計画の総数のう  ちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下  この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居  宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当事業所において作成し  た居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等ごとの回数のうちに同一  の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によっ  て提供されたものが占める割合等につき十分説明を行い、理解を得るよ  う努めるものとする。  　　エ　あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めることとする。  （２）利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応  当事業所内相談室において行う。  （３）課題分析の実施  ①　課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。  ②　課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。  ③　使用する課題分析票の種類は「○○○」方式とする。  （４）居宅サービス計画原案の作成等  利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。  （５）サービス担当者会議等の実施  居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。  （６）居宅サービス計画の確定  介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。  （７）居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携  介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。  （８）サービス実施状況の継続的な把握及び評価  居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。  指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。  （９）地域ケア会議における関係者間の情報共有  地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。  （指定居宅介護支援の利用料等）  第７条　居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。  ２　提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満 ○○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル以上 ○○○円  （通常の事業の実施地域）  第８条　通常の事業の実施地域は、田辺市、上富田町、白浜町（旧白浜町の地域に限る。）の区域とする。  （苦情処理）  第９条　指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （事故発生時の対応）  第10条　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。  ２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。  ３　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。  （人権擁護）  第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。  （虐待防止に関する事項）  第12条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。  （２）虐待の防止のための指針を整備する。  （３）介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。  （身体拘束）  第13条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  （衛生管理）  第14条 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。  （感染症の予防に関する事項）  第15条　事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。  （２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  （３）介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （業務継続計画の策定等）  第16条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。  ３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （個人情報の保護）  第17条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第18条　事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。  ２　事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。  （１）採用時研修　採用後○か月以内  （２）継続研修　　年○回  ３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ４　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ５　事業所は指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画に基づく指定居宅介護支援が完結した日から５年間は保存するものとする。  ６　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。  この規程は、令和△年△月△日から施行する。 | 留意事項等 |
| 第１条関係  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  第３条関係  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  第４条関係  ・管理者は原則として常勤・  専従で配置しますが、事業  所の管理上支障がない場合  は他の職務、又は他の事業  所、施設等の職務と兼務で  きます。兼務の場合は兼務  する職種を明記してくださ  い。  【記載例】  （常勤・介護支援専門員の職務と兼務）  ・事務職員は、配置する場合  のみ記載してください。  第５条関係  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  第６条関係  （１）※令和6年4月制度改正関連  （２）以降  ・内容については、あくまで例示ですので、事業所の実態に応じて記載してください。  ・ＭＤＳ－ＨＣ方式など当事業所で使用する課題分析票の種類を省略せずに記載してください。  第７条関係  ・自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定してください。（交通費を徴収しない場合は記載不要）  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  第８条関係  ・原則として、事業所所在市町村を含めて設定してください  ・市町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。  第12条関係  ・第１項第４号に規定する担  当者は、前条に規定する「人  権擁護推進員」としても可。  ※指針の整備や研修の実施を行っていない場合減算の対象となります。  第13条関係  ※令和6年4月制度改正関連  第16条関係  ※令和6年4月制度改正関連  ・令和７年３月31日までは、  経過措置期間として、減算  の適用はありませんが、業  務継続計画の策定等は、事  業所の実情に応じ定めてお  くよう努めてください。  第18条関係  ・「＊＊＊」は、開設者名（法  人名）を記載してください。  附則関係  ・変更した場合は、履歴を記載してください。 |